

障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況（平成24年度実績）

都道府県名	障害者IT総合推進事業		備考	都道府県名	障害者IT総合推進事業		備考
	○	障害者ITサポートセンター運営事業			○	障害者ITサポートセンター運営事業	
北海道	○			滋賀県	○	○	
青森県	○	○		京都府	○	○	
岩手県	○			大阪府	○	○	
宮城県	○	○		兵庫県	○		
秋田県				奈良県	○	○	
山形県	○			和歌山県	○		
福島県	○			鳥取県			県単独事業あり
茨城県	○	○		島根県	○		
栃木県	○			岡山県	○	○	
群馬県	○	○		広島県	○	○	
埼玉県	○	○		山口県	○	○	
千葉県	○	○		徳島県			
東京都	○	○		香川県	○		
神奈川県	○	○		愛媛県	○		
新潟県			地域生活支援事業の生活訓練等事業で視覚障害者向けPC教室実施	高知県	○		
富山県	○			福岡県	○		
石川県	○	○		佐賀県	○	○	
福井県	○	○		長崎県	○		
山梨県	○	○		熊本県			
長野県	○	○		大分県	○		
岐阜県	○	○		宮崎県			
静岡県	○	○		鹿児島県	○	○	
愛知県	○	○		沖縄県			地域生活支援事業の社会参加促進事業で視覚障害者向けPC教室事業実施
三重県	○	○		計	40	25	

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求めらる。
 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

安否の確認

被災地域の要援護者を確認

ニーズの把握

障害特性に応じた支援内容

関係者との連携

避難所等における活動

避難所の説明

トイレや風呂、配給場所など

情報の共有

食料・救援物資の配給など

機材・物品

共用品・消耗品の手配など

視覚障害

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ポランテアを効果的に活用する。

・ポランテア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
 (悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・ラジオ
 ・テレビ(解説放送)
 ・乾電池(ラジオなど) 等

聴覚障害

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)
 ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。(「手話できます」「耳マークの活用」など)

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ポランテアを効果的に活用する。

・ポランテアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
 (悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)
 ・ホワイトボード(設置型、携帯型)
 ・補聴器用電池 等

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
(平成23年度末現在)

	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳・介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	5	40	1,000円/時	有 (240時間/年)
2	青森県	2	13	2,500円/時	有 (6時間/日)
3	岩手県	11	125	1,530円/時	無
4	宮城県	12	49	1,000円/時	有 (240時間/年)
5	秋田県	9	22	1,000円/時	有 (240時間/年)
6	山形県	9	40	1,500円/時	無
7	福島県	12	102	1,600円/時	有 (240時間/年、 10時間/回)
8	茨城県	5	34	1,670円/時	有 (8時間/日)
9	栃木県	12	176	1,500円/時	有 (240時間/年)
10	群馬県	12	66	1,660円/時 1,830円/時(早朝等)	有 (240時間/年)
11	埼玉県	39	103	1,470円/時	有 (400時間/年)
12	千葉県	25	131	1,660円/時	有 (240時間/年)
13	東京都	105	428	1,500円/時	有 ※予算の範囲内で委託団体が上限設定。
14	神奈川県	50	309	1,550円/時(8時~18時) 1,930円/時(上記以外)	無
15	新潟県	23	105	1,300円/時	有 (240時間/年)
16	富山県	2	30	1,320円/時	無
17	石川県	10	83	1,500円/時	無
18	福井県	14	23	1,670円/時	有 (240時間/年)
19	山梨県	7	32	1,500円/時	有 (8時間/日)
20	長野県	5	25	1,530円/時	有 ※予算の範囲内で
21	岐阜県	12	90	1,300円/時	有 (240時間/年)
22	静岡県	33	166	1,530円/時	無
23	愛知県	29	97	1,350円/時	有 (600時間/年)
24	三重県	10	58	1,500円/時	有 (240時間/年)
25	滋賀県	21	100	1,470円/時	無
26	京都府	28	251	1,500円/時	無
27	大阪府	100	246	1,100円/時	有 (750時間/年)
28	兵庫県	41	165	1,190円/時	無
29	奈良県	12	35	700円/時	有 (240時間/年)
30	和歌山県	18	71	2,100円/時	有 (240時間/年)
31	鳥取県	7	86	2,500円/時	有 (240時間/年)
32	島根県	19	97	1,670円/時	有 (240時間/年)
33	岡山県	8	93	1,500円/時	有 (8時間/回)
34	広島県	25	184	1,700円/時	有 (240時間/年)
35	山口県	18	110	1,240円/時	有 (200時間/年)
36	徳島県	9	39	1,500円/時	有 (240時間/年)
37	香川県	8	108	800円/時	有 (216時間/年)
38	愛媛県	14	103	1,400円/時	有 (240時間/年)
39	高知県	5	29	1,670円/時	無
40	福岡県	23	55	1,200円/時	有 (8時間/日)
41	佐賀県	4	18	2,000円/4時間	有 (買物や趣味での派遣は概ね2回/月)
42	長崎県	27	155	4,000円/回	無
43	熊本県	18	57	1,530円/時	無
44	大分県	7	30	1,530円/時	有 (240時間/年)
45	宮崎県	8	14	1,600円/時	有 (8時間/日)
46	鹿児島県	10	23	1,510円/時	有 (200時間/年)
47	沖縄県	18	86	1,540円/時	有 (240時間/年)

901

4502

※和歌山県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。
(出典) 平成23年度地域生活支援事業費補助金実績報告

盲ろう者のための支援マニュアル（概要）

（平成24年4月国立障害者リハビリテーションセンター／社会福祉法人全国盲ろう者協会作成の「盲ろう者のための支援マニュアル」を参考に作成）

1. 盲ろう者について

① 盲ろう者

○ 盲ろう者とは、「視覚と聴覚の両方に障害を併せもつ人」のことで、その数は全国で2万3千人程度と推計されている。（障害者22,000人、障害児1,200人）（平成18年身体障害児・者実態調査結果）

② 盲ろう者の障害状態・程度による分類

- 全く見えず、聴こえない状態【全盲ろう】
- 見えにくく（視覚活用可能）、聴こえない状態【弱視ろう】
- 全く見えず、聞こえにくい（聴覚活用可能）状態【盲難聴】
- 見えにくく、聞こえにくい状態【弱視難聴】



③ 盲ろうになる経緯による分類と支援の方向性

- 盲（視覚障害）となり、その後聴覚障害が加わった「盲ベースの盲ろう」
⇒聴力が残っている場合は補聴器、聴き取りが困難になると点字筆記や指点字で支援。
- ろう（聴覚障害）となり、その後視覚障害が加わった「ろうベースの盲ろう」
⇒障害の状態によって、弱視手話や触手話で支援。
- 先天的、あるいは乳幼児期に視覚と聴覚を発症する「先天盲ろう（早期盲ろう）」
⇒身振りによるサインや実物を使ったサインで支援。
先天盲ろうの場合、知的障害や運動障害など他の障害を併せもつ者が86%以上になる。
- 成人期以後に視覚と聴覚の障害を発症する「中途盲ろう（後期盲ろう）」
⇒手書き文字による支援。



2. 盲ろう者のコミュニケーション手段

- 盲ろう者が使用するコミュニケーション方法は障害の状態や、盲ろうになるまでの経緯により異なる。視覚と聴覚の活用が難しい盲ろう者は、「手で触れる」「手に書く」など、少し見える人は筆談や手話、少し聞こえる人は補聴器などを使用して音声でコミュニケーションをとる。

手話をもとに		指文字をもとに		点字をもとに		文字をもとに		音声をもとに	
使用する 感覚	触る	触手話	日本語式 指文字	ローマ字式 指文字	指点字 点字筆記	手書き文字			
	見る	弱視手話				文字筆記 (筆談/要約筆記)			
	聞く								音声

コミュニケーション方法	状態別	経緯別	長所・配慮点等	コミュニケーション方法獲得の難易度
手話	全盲ろう	ろうベース	習熟すれば比較的スピーディに情報が得られる。 ある一つの手話表現は、複数の意味を持つため、指文字・手書き文字等で表現を補足する必要がある。	手話使用者ならば習得は比較的早い。そうでなければ導入にはかなりの時間を要する。
弱視手話	弱視ろう	ろうベース	習熟すれば比較的スピーディに情報が得られる。 視野や視力に応じて手話表現の空間的なスペース・スピードを調整する必要がある。 ある一つの手話表現は、複数の意味を持つため、指文字・手書き文字・筆談等で表現を補足する必要がある。	手話使用者ならば習得の必要はない。手話経験があれば習得にかなりの時間を要する。
日本語式指文字	全盲ろう 弱視ろう 弱視難聴	ろうベース	触手話・弱視手話の補助手段として使われることも多い。 一文字ずつ手指を動かして表すため、習熟しても比較的伝達に時間がかかる。 視力の状況によっては、指の本数を見分けるための配慮が必要。	手話使用者ならば、既に習得している可能性が高い。習得してなくても、50音を覚えればよい。比較的簡単に習得できる。
指文字	全盲ろう	先天盲ろう	日本語式指文字に比べ手の動きが小さく触知に向いている。 ローマ字表記と点字の構成には関連性が多く、話し言葉、書き言葉の関連付けが容易なことから、先天性全盲ろう児の教育に用いられる。 日本語式指文字に比べ覚えなければいけない形が少ない。(約20種) 一文字ずつ手指を動かして表すため、比較的伝達に時間がかかる。	先天性全盲ろう児が概念を学習することとあわせて用いられる。
点字筆記	全盲ろう	盲ベース 中途盲ろう	習熟すれば比較的スピーディに情報を得られる。 記録として残るので、後で読み返すことができる。 フリスタ・点字ディスプレイ等の携帯が必要になる。	点字触読習熟者ならば、学習の必要はない。習熟していない場合は、かなりの時間を要する。
文字	全盲ろう	中途盲ろう	学習をせずに話者が盲ろう者に発信することができる。 先天盲の盲ろう者などを除けば、学習をせずに受信できる。 伝達速度に限界がある。他と比較して極めて遅い。	習得は容易だが、受信速度の向上のためには、慣れが必要。
文字筆記	弱視ろう 弱視難聴	ろうベース 盲ベース 中途盲ろう	学習をせずに話者が盲ろう者に発信することができる。 見え方に応じた文字の大きさ、太さ、間隔等を話者に配慮してもらう必要がある。 筆記用具、パソコン等の携帯が必要。筆記具だと比較的伝達に時間がかかる。	特に学習の必要はない。
音声	盲難聴 弱視難聴	盲ベース 中途盲ろう	磁気テープ、FM、補聴器等の活用で、より有効なコミュニケーション手段になる場合がある。 聞こえ方に応じた声の大きさ・話すスピード等を話者に考慮してもらう必要がある。 状況説明、補足説明等も含めて、通訳内容が周りに聞こえてしまう。	特に学習の必要はない。

3. 盲ろう者の地域生活とその支援の現状

① 盲ろう者の地域支援の現状

- 平成3年に社会福祉法人全国盲ろう者協会が発足し、通訳・介助員の養成と派遣事業が全国規模で開始。「盲ろう者友の会」等の盲ろう者地域団体の結成が進められ、現在44の都道府県に盲ろう者地域団体が設立されている。
- 平成12年から国の補助事業による各都道府県及び指定都市の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣試行事業」が開始。
- 平成21年からは都道府県の地域生活支援事業「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」として全国的に整備された。

② 通訳・介助員の派遣

- 全国的に約4%の盲ろう者しか、通訳・介助員派遣事業を活用し、社会参加を実現できていない。
- 通訳・介助員派遣事業の利用登録に結びついたりとしても、多くの地域では年間利用時間に制限がある。
- 通訳・介助員数が不足していることや派遣範囲に制限がある。

③ 盲ろう者地域団体

- 地域において盲ろう者の支援を行う「盲ろう者友の会」等の盲ろう者地域団体は、44都道府県に46団体が設立されているが、規模や事業内容は地域によって差異がある。
- 東京盲ろう者友の会では、自前の事務所を構え、通訳・介助員の派遣(東京都から受託)と養成研修(東京都から補助)を実施している。

④ 盲ろう者向け以外の障害者支援施設等

- 平成17年の全国盲ろう者協会の実態調査によると、施設で生活している盲ろう者は5%。
- しかしながら、施設内で十分なコミュニケーションができないと孤立した生活を送るようになってしまっていることが懸念。
- 盲ろう者の孤立、孤独を防ぐためには、職員や他の利用者の理解を得た上で、通訳・介助員の派遣を認めることの対応が考えられる。

⑤ 社会資源とリハビリテーション

- 社会資源の状況は、盲ろう者が在住する地域によって様々であるため、活用できる社会資源の種類やその量的、質的側面について十分に把握した上で盲ろう者支援のあり方を考える必要がある。

4. 盲ろう者の訓練及び支援の流れ

利用相談

- ・訓練に関する盲ろう者本人、ご家族の希望を十分に確認。必要に応じて、通訳の依頼。

アセスメント

- ・見え方及び聴こえ方、有効なコミュニケーション方法の確認やこれまでの生活の様子を確認。体験利用を通してのアセスメントも有効

訓練内容の決定

- ・アセスメントの結果と地域で活用できる社会資源の状況を踏まえ、訓練内容の決定

訓練の実施

- ・点字(手話)訓練、日常生活訓練、歩行訓練、パソコン訓練等を行う。必要に応じて、通訳・介助員の依頼。

家族支援

- ・訓練の成果をご家庭でも活かすことができるように協力依頼。また、ご家族の負担の軽減を図るための支援を行う。

社会資源の調整

- ・生活訓練を通して獲得した技術や地域での活用できる社会資源を踏まえ、訓練終了後の生活に向けた調整を行う。

家族支援と社会資源の調整は
利用相談の段階から適宜実施

5. 盲ろう者の生活訓練

利用相談とアセスメント

- ・盲ろう者の意向確認
- ・家族の意向確認
- ・見え方と聴こえ方についての確認
- ・生活歴及び生活の様子の確認
- ・主なコミュニケーション方法の確認

訓練内容及び訓練方法の決定

- ・通所、訪問による訓練か入所による訓練か検討
- ・心身の状態、生活環境等を勘案し、無理のない訓練内容から開始
- ・地域での社会資源の質と量も踏まえ目標設定を行い段階的に実施
- ・通訳・介助員の利用も検討

生活訓練の実施

- ・コミュニケーション訓練
- ・点字(手話)訓練(保有視覚を活用できるケースでは、訓練の必要はない。)
- ・日常生活訓練
- ・歩行訓練
- ・パソコン訓練
- ・ロビゾン訓練

訓練実施時の留意点と工夫

- ・コミュニケーション
①手段の確認、②訓練時間・回数の設定、③実施内容の説明、④通訳・介助員との打ち合わせ、⑤合図の確認、手話表現の確認、端的な説明、触覚をとりまぜた説明 等
- ・訓練環境の整備
①訓練場所の配慮、②支援者の服装への配慮、③訓練時間の調整

6. 通訳・介助員の活用にあたっての留意点

① 通訳・介助員

- 都道府県単位で行われている「通訳・介助員養成講習会」で養成されており、修了者が都道府県ごとに通訳・介助員として登録。
- 盲ろう者の抱える困難(コミュニケーション、情報入手、移動など)を解消する支援を行い、「通訳・介助技術」を用いてその時、その場、その状況に応じて、盲ろう者の不利益にならないように支援を行う。

② 通訳・介助技術

盲ろう者は、話されている言葉や環境音も聴こえず、目で周囲の状況を把握できないため、通訳・介助員には、以下の技術が求められる。

- (1) ことばの通訳…相手の話ことばをできる限り正確に、原則として省略、要約をしない。
- (2) 状況説明…視覚的・聴覚的な情報(人や環境に関する情報、その場の雰囲気等)を意識的に伝達する。
- (3) 補足説明…コミュニケーションの熟達度に応じ、事後に通訳内容を伝え直したり改めて伝える。
- (4) 状況の管理…周囲のコミュニケーションの状況に応じ、適宜、発言の速度等を合図などでコントロールする。
- (5) 移動介助…従来の視覚障害者の移動介助とは違う方法を好む人もいるため、臨機応変に移動介助をする。

③ 訓練における通訳・介助員配置の留意点

訓練場面に通訳・介助員が関わる場合の配慮すべき点、特に注意すべき点は以下のとおり。

- (1) 通訳・介助技術と指導上意図することとのバッティング
通常の通訳・介助員の役割では、普通に行うことでも、訓練内容によっては状況説明を控える必要がある。
訓練場面での通訳・介助については、訓練指導員がどのような意図・目的を持って、訓練を実施するのか、事前の打ち合わせが必要。
- (2) 通訳方法(特に手話)の統一化
特殊な専門用語が頻出する訓練では、専門用語の伝え方を統一し通訳・介助員間で共有することが必要。
- (3) 通訳内容(特に手話)の透明化
訓練指導員の意図と相違ないことを確認するため、通訳・介助員は通訳する際に音声に出すなどしてフィードバックすることが必要。
- (4) 疲労しない環境の確保
面接や教養の時間など通訳の比率が高い訓練では、通訳・介助員2名を配置するように留意。訓練内容に応じた柔軟な対応が必要。

④ 通訳・介助員配置に当たって

- 地域の施設等で盲ろう者に対する生活訓練等を実施する場合、盲ろう者と訓練指導員の間で円滑な意思疎通がなければ、効果的・効率的な訓練が困難となるため、通訳・介助員を配置することで意思疎通の円滑化を図る必要がある。
- その際、通訳・介助員派遣事業においては、地域において派遣時間数に制限があること等に留意が必要。

7. 盲ろう者をとりにまわく家族、関係者に対する支援

① 本人が意思表示できる場面を設定

- 周囲の支援者が、本人の意向を正確に把握するための第一歩として、本人が意思表示できる場面を設定することが大切である。
- 通訳・介助員を配置したり、本人の意向を十分に把握した支援者が付き添うなど、本人が希望を伝えやすい状況作りが必要。

【 周囲へ自分の意思がうまく伝わらない場合、希望があっても周囲へ伝えることを控えてしまうこともあるため、周囲も本人が考えていることが分からず、本人が孤独を感じたり、場合によっては本人の考えを周囲が誤解することがある。】

② 本人が選択できるように配慮

- 自分にとってどのような選択肢があるのかが分かれば、自分でできることが増えることもある。周囲の支援者に理解してもらい、生活場面で本人が選択できるように働きかけることが大切である。
- 日常生活の中のささいなことであっても、本人が主体的に周囲へ援助を依頼できる環境作りが必要。

【 盲ろう者にとって、周囲が何をしているのかを把握することはとても難しいため、本人に情報を伝えない限り、周りが何をしているのか、自分のためにどのように動いているのかを知ることができない。「周りがやってあげる」ことが当たり前になると、「自分でやる」という選択肢がなくなってしまう、本人ができることも、できなくなってしまうことが考えられる。】

③ 本人に合ったコミュニケーション方法の選択

- 本人との会話がスムーズにいかない場合、コミュニケーション手段が本人の見え方や言葉の力にあっていない場合がある。
- 本人自身が、最適なコミュニケーション方法を把握できていない場合もあるため、本人の見え方に応じて、周囲がコミュニケーション方法に配慮することが大切である。

8. 盲ろう者の社会資源

① 機関・団体

(1) 社会福祉法人全国盲ろう者協会

全国の盲ろう者の福祉の向上を目的とする唯一の社会福祉法人。平成3年に設立され、全国的に様々な盲ろう者支援を行っている。

【事業内容】

- ①生活相談、②全国盲ろう者大会の開催、③専門誌「コミュニカ」の発行、④各種研修事業(通訳・介助員の養成研修、現任研修、盲ろう者向けパソコン指導者養成研修)、⑤福祉機器「ブリストタ」の貸出

(2) 全国盲ろう者団体連絡協議会

平成18年に全国各地の友の会を加盟団体とし、盲ろう当事者団体として設立。

【事業内容】

- ①盲ろう者の意見をまとめ、国や自治体等に対して、盲ろう者の存在や要求を訴えていく事業
- ②盲ろう者当事者間等による情報・意見交換や相互の相談援助の促進 等

(3) 盲ろう者地域団体(盲ろう者友の会)

盲ろう者が中心となって運営している団体で、現在44都道府県(未設置は、青森県、山梨県、福井県)で設立されている。各地域で盲ろう者の支援や福祉運動を行っている。

【事業内容(地域によって異なる)】

- ①通訳・介助員の派遣、②通訳・介助員の養成・研修、③相談支援(盲ろう者家族等)、④交流会・学習会の開催、⑤福祉用具の貸出
- ⑥盲ろう者に対する訓練の実施

(4) 全国盲ろう教育研究会

平成15年、盲ろう教育という共通のテーマを持った教師、研究者、当事者、家族、医療関係者等が一堂に集い、情報交換のできる場として発足。

【事業内容】

- ①年1回の会報の発行、②研究紀要の発行、③実践研究発表会・分科会・講演会

(5) 盲ろうの子とその家族の会 ふうわ

全国盲ろう者協会主催の全国盲ろう者大会をきっかけに、平成15年に、盲ろう児とその家族が中心となって発足。

【事業内容】

- ①家族間及び会員間のメーリングリストによる意見交換、②年1度の交流会の開催、③会報の発行、④リーフレット作成と盲ろう児の発掘
- ⑤盲ろう教育に関する改善要求

② 福祉制度

- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(都道府県の地域生活支援事業の任意事業として実施)
- その他各種公的手当、補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業、障害福祉サービス等が活用可能。

第22回夏季デフリンピック競技大会ソフィア 2013 概要

第22回大会については当初、ギリシャ・アテネで開催が予定されていたが、ギリシャ政府が大会開催経費助成を取りやめたことにより、開催がなくなった。その後、ハンガリーでの開催に向けた協議が平成24年5月まで行われていたが、開催経費についての調整が不調に終わり、現在は、平成5年に第17回大会の開催実績のあるブルガリア・ソフィアでの開催に向けた準備が進められている。

- 1 大会名称 第22回夏季デフリンピック競技大会ソフィア 2013
the 22nd Deaflympics, Sofia 2013
(通称：ソフィアデフリンピック)
- 2 開催期間 平成25年7月26日(金)開会式
(サッカー・バレー・バスケットは開会式より前に開始予定)
～8月4日(日)閉会式 【10日間】
- 3 開催国・都市 ブルガリア・ソフィア
- 4 運営主体 国際ろう者スポーツ委員会
(International Committee of Sports for the Deaf)
第22回夏季デフリンピック競技大会組織委員会
(22th Summer Deaflympics Organizing Committee)
- 5 参加国・地域数 不明(前回台北大会：77カ国・地域)
- 6 参加人数 不明(前回台北大会：2,493名)
- 7 実施競技 陸上、バドミントン、バスケットボール、ボウリング、サイクリング、サッカー
ハンドボール、柔道、空手、オリエンテーリング、射撃、水泳、卓球、
テコンドー、テニス、バレーボール、ビーチバレーボール、レスリング
※アンダーラインは、日本選手参加予定の競技(14競技)
- 8 日本代表選手団派遣想定規模 選手150名・役員100名 合計250名

第13回全国障害者スポーツ大会「スポーツ祭東京2013」概要

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 主催

厚生労働省、(公財)日本障害者スポーツ協会、東京都、江東区、世田谷区、渋谷区、練馬区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、(社福)東京都社会福祉協議会、(社)東京都身体障害者団体連合会、(公社)東京都盲人福祉協会、(社)東京都聴覚障害者連盟、(社福)東京都知的障害者育成会、東京都精神保健福祉民間団体協議会、(公社)東京都障害者スポーツ協会、東京都障害者スポーツ指導員協議会、(公財)東京都体育協会

3 開催期間

平成25年10月12日(土)～14日(月)

4 大会のスローガン

東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート

5 実施競技

個人競技(6競技)

- ・陸上競技【身体・知的】、水泳【身体・知的】、アーチェリー【身体】
卓球【身体・知的】・サントーブルニス【身体】、フライングディスク【身体・知的】、ホウリング【知的】

団体競技(7競技)

- ・バスケットボール【知的】、車椅子バスケットボール【身体】、ソフトボール【知的】、フットベースボール【知的】
グラントソフトボール【身体】、バレーボール【身体・知的・精神】、サッカー【知的】

6 オープン競技(17競技)

- ・ウィルチアラグビー【身体】、グラウンドゴルフ【身体】、車いすフェンシング【身体】
ゴールボール【身体】、視覚障害者ホウリング【身体】、スポーツチャンバラ【知的】
障害者シクロトライアスリング【身体・知的・精神】、スポーツ吹矢【身体・知的・精神】
精神障害者フットサル【精神】、ダーツ【身体・知的・精神】、手のひら健康バレー【身体・知的】
バドミントン【身体・知的・精神】、ハンドサッカー【身体】、ブラインドサッカー【身体】
ボート【身体・知的】、ボッチャ【身体】、ユニカール【身体・知的】

7 選手団規模

67都道府県・指定都市の選手団約5,500人(選手・役員)
(内訳:身体約1,400人、知的2,000人、精神約100人、役員約2,000人)

8 都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数（案）

都道府県（市）	個人競技参加枠割当数			都道府県（市）	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	31	40	71	山口県	14	17	31
青森県	12	17	29	徳島県	9	13	22
岩手県	11	16	27	香川県	10	12	22
宮城県	10	15	25	愛媛県	14	17	31
秋田県	13	14	27	高知県	10	12	22
山形県	11	13	24	福岡県	19	26	45
福島県	16	20	36	佐賀県	9	14	23
茨城県	18	29	47	長崎県	18	26	44
栃木県	15	24	39	熊本県	12	16	28
群馬県	15	23	38	大分県	13	14	27
埼玉県	29	42	71	宮崎県	12	16	28
千葉県	25	37	62	鹿児島県	17	22	39
東京都	106	142	248	沖縄県	12	18	30
神奈川県	21	30	51	札幌市	14	19	33
新潟県	13	17	30	仙台市	8	12	20
富山県	10	13	23	さいたま市	11	16	27
石川県	10	13	23	千葉市	11	16	27
福井県	9	12	21	横浜市	18	32	50
山梨県	12	16	28	川崎市	11	18	29
長野県	19	23	42	相模原市	9	15	24
岐阜県	25	36	61	新潟市	8	10	18
静岡県	13	21	34	静岡市	7	11	18
愛知県	23	36	59	浜松市	7	11	18
三重県	13	17	30	名古屋市	14	19	33
滋賀県	10	16	26	京都市	14	17	31
京都府	12	15	27	大阪市	20	25	45
大阪府	29	42	71	堺市	9	12	21
兵庫県	24	32	56	神戸市	14	16	30
奈良県	12	15	27	岡山市	7	10	17
和歌山県	11	14	25	広島市	9	13	22
鳥取県	8	11	19	北九州市	11	15	26
島根県	9	12	21	福岡市	10	14	24
岡山県	11	15	26	熊本市	8	11	19
広島県	14	19	33	合計	1,009	1,392	2,401

第3回アジアユースパラ競技大会（マレーシア 2013）概要

- 1 大会名称 第3回アジアユースパラ競技大会（マレーシア 2013）
- 2 大会テーマ where passions grow, dream fulfilled, and friendship strengthen
ここで情熱を育て、夢を叶え、友情を育む…
- 3 大会期間 平成25年10月26日（土）開会式～30日（水）閉会式（5日間）
- 4 開催地 マレーシア・クアラルンプール
- 5 運営主体 アジアパラリンピック委員会（APC）
第3回アジアユースパラ競技大会組織委員会
- 6 参加国・地域 不明（前回東京大会：27カ国・地域）
- 7 実施競技 14競技
アーチェリー*、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、チェス*、ゴールボール、
柔道、パワーリフティング、水泳、テンピンボウリング、卓球、
シッティングバレーボール*、車椅子バスケットボール、車いすテニス
*日本からの参加の予定がない競技
- 8 年齢区分 14歳～23歳（競技によって年齢が異なる）
- 9 特記事項

- (1) 参加資格基準（MQS）は導入しない。
- (2) 若い選手の競技経験機会創出のため、団体競技において単独でチーム派遣ができない国々による合同チーム編成を実施予定（参加資格基準にて詳細を規定する）
- (3) 大会に先立ち、大会実施競技のテクニカル及びクラス分けセミナーを開催予定。APCは各NPCに対し、選手団スタッフにセミナー受講者を含めることを期待。
- (4) 今後の手続きスケジュール（平成24年11月現在）

時期	内容
平成24年	
11月24日	競技団体からJPCへの第一次エントリー用紙提出期限
11月30日	JPCからAPCへの第一次エントリー用紙提出期限
12月31日	選手・役員のキャンセル期限
平成25年	
1月31日	エントリー数の不足による統合種目についてNPCあて連絡が届く
7月31日	各国からの2次エントリー提出期限
9月21日	選手団事前登録会議（Pre-DRM）
10月21日	選手団登録会議（DRM）
10月26-30日	大会開催

ソチ2014パラリンピック冬季競技大会概要

- 1 大会名称 ソチ2014パラリンピック冬季競技大会（通称：ソチ冬季パラリンピック）
Sochi 2014 Paralympic Winter Games
- 2 開催期間 平成26年3月7日（金）開会式～16日（日）閉会式 【10日間】
- 3 開催国・都市 ロシア・ソチ
黒海沿岸地区（アイスレッジホッケー、車いすカーリング）
クラスヤ・ポリャーナ山岳地区（アルパンスキー、クロスカントリースキー、バイアスロン）
- 4 運営主体 国際パラリンピック委員会（IPC）・ソチ2014パラリンピック・パラリンピック組織委員会
- 5 参加国・地域数 不明（前回バンクーバー大会：44カ国・地域）
- 6 開催規模 5競技・72種目（前回64種目） 参加選手数 692人（前回502名）
- 7 実施競技（5競技）・会場
1) アルパンスキー …… ローザ・コテル・アルパイン・リゾート
2) クロスカントリースキー・バイアスロン …… バイアスロンアンドスキー・コンプレックス
3) アイスレッジホッケー（8か国参加） …… マリー・アイス・パレス
4) 車いすカーリング（10か国参加） …… オリンピック・カーリング・センター
- 8 各競技の参加資格
1) 世界選手権など国際大会成績によるもの …… アイスレッジホッケー、車いすカーリング
2) 世界ランキングに基づくもの …… アルパンスキー、クロスカントリースキー、バイアスロン、車いすカーリング
- 9 特記事項
1) アルペン競技にスノーボードが新しく種目として加わった。
2) 北京大会同様にパラリンピック開催が、IOCとIPCの下記事項で扱いが一緒になった。
① 選手と割り当て役員のエントリーフィが無料
② オリンピック同様の規則の適用（エントリー関係、ドーピング、メディア、マーケティング等）
③ 大会1年前に、団長会議を実施
- 10 日本選手団（参考：前回バンクーバー大会）
1) 参加人数 94名【選手41名・ガイドスキーヤー1名・役員52名】
2) 選手数 アルパンスキー13名・ルディック8名・アイスレッジホッケー15名・車いすカーリング5名
3) 競技別参加者数一覧

No	競技名・本部役員	選手数			ガイド	役員数			合計
		男子	女子	計		男子	女子	計	
1	アルパンスキー	10	3	13		10	2	12	25
2	クロスカントリースキー	5	3	8	1	11	2	13	22
3	バイアスロン								
4	アイスレッジホッケー	15	0	15		6	2	8	23
5	車いすカーリング	3	2	5		2	4	6	11
6	本部役員					9	4	13	13
	計	33	8	41	1	38	14	52	94

平成25年度障害者スポーツ関係予算案(概要)

【障害者スポーツの裾野を拡げる取組】

○障害者スポーツ振興事業の実施

障害者スポーツの普及・啓発、情報収集・提供、障害者スポーツ指導者の養成、地域における障害者スポーツ活動の支援等

24年度予算 112,773千円 → 25年度予算案 114,031千円

○全国障害者スポーツ大会の実施

国民体育大会の開催後に同じ開催地で障害者の全国スポーツ大会を実施

55,000千円 → 55,000千円

【パラリンピック選手等トップアスリートの支援】

○国際競技大会への派遣

パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピック世界大会へ日本選手団を派遣

24年度予算 128,002千円 → 25年度予算案 127,824千円

○選手の育成強化

選手の活動費や遠征費を補助

589,917千円 → 588,832千円

○メデイカルサポート体制の整備

障害者スポーツ選手に対するメデイカルサポート体制の整備(国立障害者リハビリテーションセンターで実施)

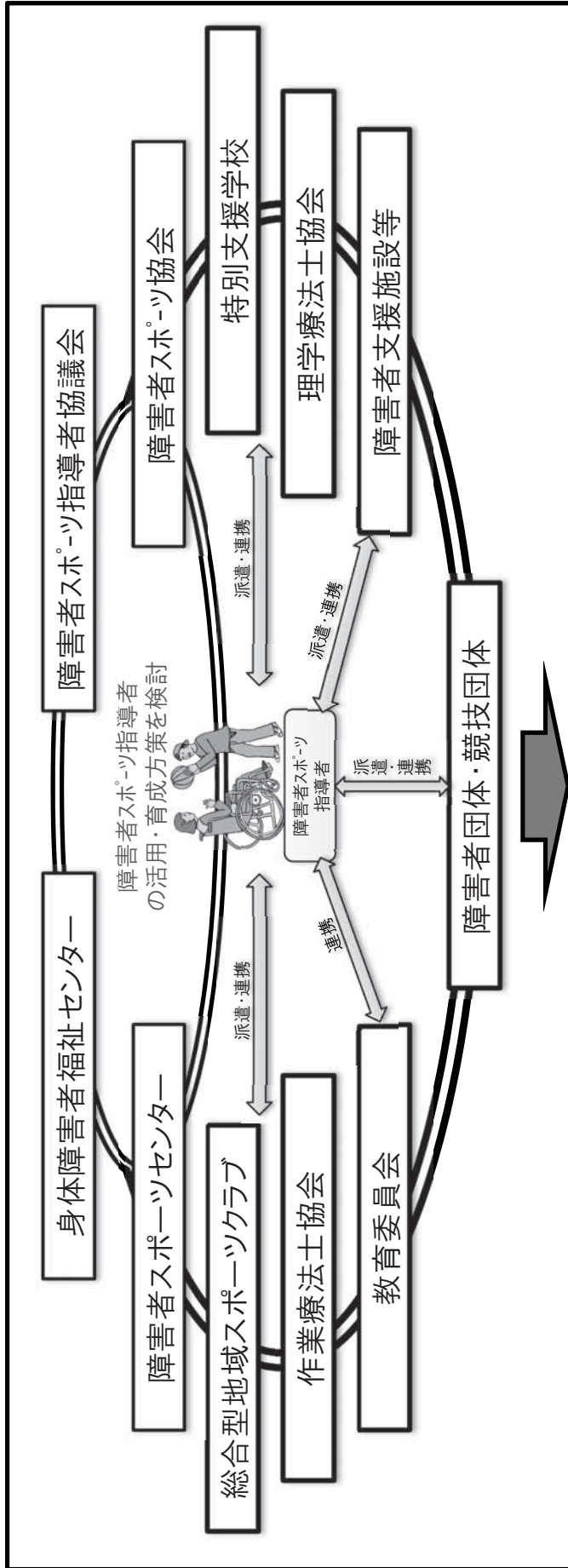
17,111千円 → 16,984千円

※障害者スポーツ予算は近年、増額傾向にある。

(単位：千円)

事業概要	年度											
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度案	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度案
障害者スポーツ振興事業の実施	57,492	56,739	51,161	56,026	112,773	114,031	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
全国障害者スポーツ大会の開催	83,133	83,289	84,484	85,788	128,002	127,824	—	180,000	119,917	364,917	589,917	588,832
国際競技大会への派遣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,111	16,984
選手の育成強化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
メデイカルサポート体制の整備	195,625	375,028	310,562	561,731	902,803	902,671	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

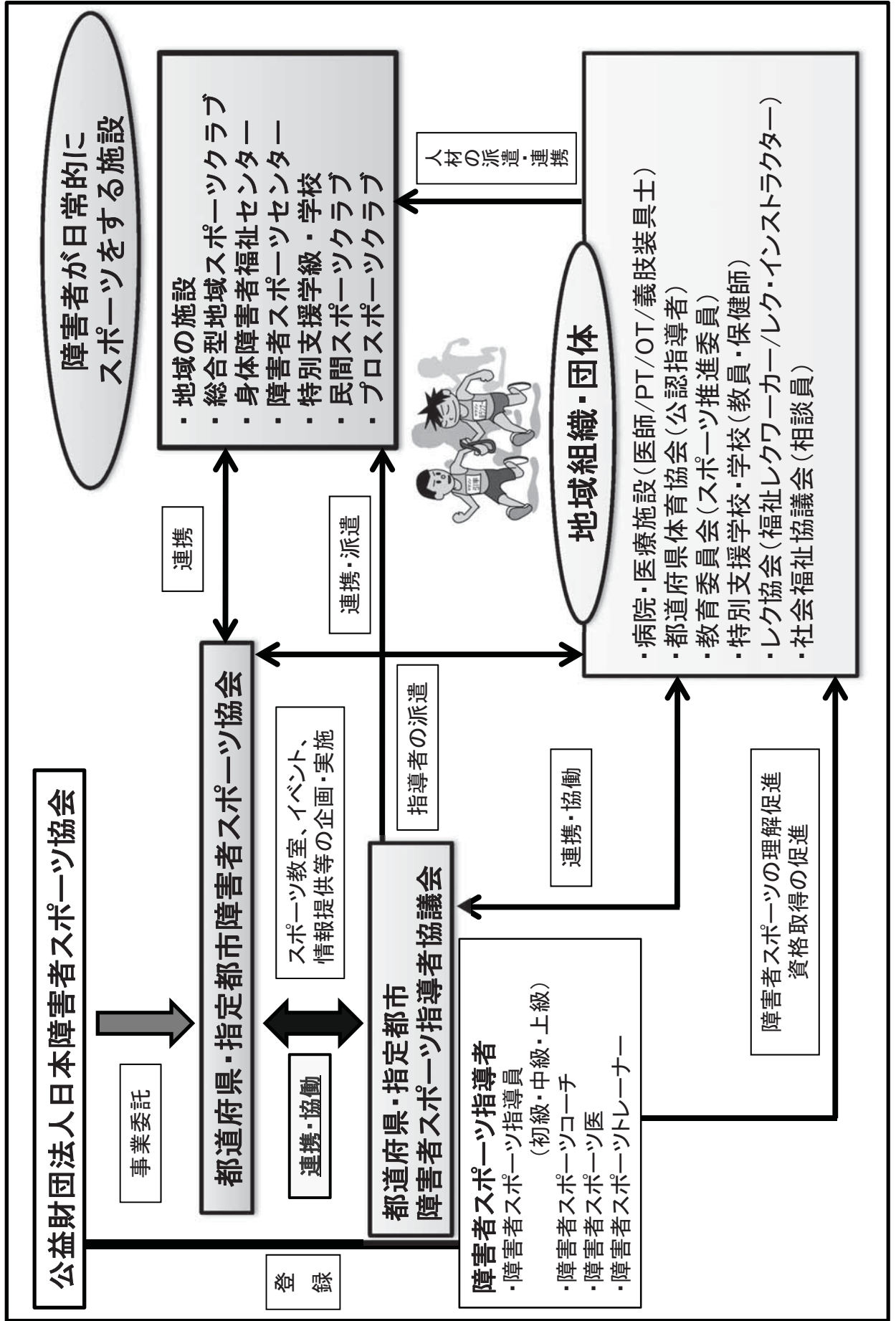
地域における障害者スポーツの振興事業の概要



自主的・自発的・継続的に障害者スポーツに取り組む組織体制の構築やネットワークの確立
 ⇒ 教員、PT、OTなど導入時に大きな役割を担う者に障害者スポーツの知識を持ってもらう
 ような体制作り・活用方策の確立
 ⇒ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの資源活用の検討、障害者スポーツの
 習慣化へ向けた取組の確立など

国は効果的な障害者スポーツ指導者の活用方策について全国に普及・啓発

地域における障害者スポーツの振興事業の実施イメージ



障害者スポーツ指導者について

※人数は平成24年11月30日現在

障害者スポーツ指導員

障害のある人の障害特性を理解し、活動上の健康や安全管理を配慮した上で、スポーツの喜びや楽しさを感じてもらうための知識や技術を兼ねそろえた専門家。

(公財)日本障害者スポーツ協会が開催する指導員養成講習会(中・上級対象)、又は協会の指導のもとで地方公共団体などが開催する指導員養成講習(初・中級)を受講することで、資格を取得でき、試験は行われなない。

○初級障害者スポーツ指導員(全国: 18,723名)(18時間以上の講習)

18歳以上で、身近な障害のある人に、スポーツの生活化を促進する。

2年以上の経験

○中級障害者スポーツ指導員(全国: 2,420名)(56時間以上の講習)

初級障害者スポーツ指導員として2年以上の経験がある人が対象。主に都道府県レベルで活動する。(全ス^ポ選手団のコーチ)

3年以上の経験

○上級障害者スポーツ指導員(全国: 695名)(52時間の講習)

中級障害者スポーツ指導員として3年以上の経験がある人が対象。主に都道府県レベルのリーダーとして活動する。(全ス^ポ選手団の監督)

障害者スポーツコーチ(全国: 203名)

中級又は上級障害者スポーツ指導員資格を有し、競技団体のコーチとして活動経験があり、競技団体の推薦がある者。関係団体と連携し、各種競技別の障害のある競技者の強化・育成を行う。(パ^ラリンピックなどの国際大会の選手団の監督・コーチ)

障害者スポーツ医(全国: 68名)

医師国家資格を5年以上経験し協会主催の講習会修了者。関係団体と連携し、障害者スポーツに対し医学的見地から障害者の健康維持・増進に寄与する。(パ^ラリンピックなどの国際大会の帯同医・医務員)

障害者スポーツトレーナー(全国: 115名)

PT、OT、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、鍼灸師等の国家資格、又は日体協公認のアスレティックトレーナー資格を有する者。障害者のスポーツ活動に必要な身体のケア、安全管理を含めたコンディショニングを担当し、競技力の維持・向上の支援をする。

障害者スポーツ協会について

日本障害者スポーツ協会寄附行為に定める協議会登録組織であり、地域における障害者スポーツの普及・啓発の中心となる非営利組織。

【参考：公益財団法人日本障害者スポーツ協会定款 ～抄～】
(障害者スポーツ協会協議会)

- 第59条 この法人に、障害者スポーツ協会協議会を置く。
- 2 この協議会は、地域の障害者スポーツに関する諸問題を協議し、情報交換を行い、連携を強化し、地域の障害者スポーツの振興を図ることを目的とする。
- 3 障害者スポーツ協会協議会は、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会が登録し、構成員となることができる。
- 4 障害者スポーツ競技会の運営の詳細規定は別に定める。

都道府県 指定都市名	団体名	都道府県 指定都市名	団体名
1 北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	28 兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会
2 青森県	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会 ・NPO法人青森県障害者スポーツ協会	29 奈良県	奈良県障害者スポーツ協会
3 岩手県	岩手県障害者スポーツ協会	30 和歌山県	和歌山県障害者スポーツ協会
4 秋田県	宮城県障害者スポーツ協会	31 鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会
5 宮城県	山形県障害者スポーツ協会	32 島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会
6 山形県	(財)福島県障がい者スポーツ協会	33 岡山県	岡山県障害者スポーツ協会
7 福島県	茨城県障害者スポーツ・文化協会	34 山口県	一般社団法人山口県障害者スポーツ協会
8 茨城県	栃木県障害者スポーツ協会	35 徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会
9 栃木県	群馬県知的障害者スポーツ協会	36 愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会
10 群馬県	群馬県知的障害者スポーツ協会	37 高知県	(社福)高知県社会福祉協議会障害者スポーツセンター
11 埼玉県	埼玉県知的障害者スポーツ協会	38 福岡県	福岡県障害者スポーツ協会
12 埼玉県	埼玉県知的障害者スポーツ協会	39 佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会
13 千葉県	千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会	40 長崎県	長崎県障害者スポーツ協会
14 東京都	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会	41 熊本県	熊本県障害者スポーツ・文化協会
15 神奈川県	神奈川県障害者社会参加推進センター	42 大分県	大分県障がい者体育協会
16 新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	43 宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会
17 富山県	富山県障害者スポーツ協会	44 鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会
18 石川県	石川県障害者スポーツ協会	45 札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会
19 山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	46 仙台市	仙台市障害者スポーツ協会
20 長野県	NPO法人長野県障がい者スポーツ協会	47 浜松市	NPO法人浜松市障害者スポーツ協会
21 岐阜県	岐阜県障害者スポーツ協会	48 名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会
22 静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	49 京都市	公益財団法人京都市障害者スポーツ協会
23 愛知県	(社福)愛知県社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター	50 大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会
24 三重県	三重県障害者スポーツ協会	51 神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会
25 滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	52 広島市	広島市障害者スポーツ協会
26 京都府	京都府障害者スポーツ振興協会	53 北九州市	北九州市障害者スポーツ協会
27 大阪府	大阪府障がい者スポーツ振興協会	54 福岡市	福岡市障がい者スポーツ・レクリエーション振興会

障害者スポーツ指導者協議会について

日本障害者スポーツ協会寄附行為に定める協議会登録組織であり、公益財団法人日本障害者スポーツ協会公認指導者として地域における障害者スポーツの普及・啓発を進める者による自主運営の非営利組織。

【参考：公益財団法人日本障害者スポーツ協会定款 ～抄～】
(障害者スポーツ指導者協議会)

第53条 この法人に、障害者スポーツ指導者協議会を置く。

2 この協議会は、障害者スポーツ指導者の指導技術の向上と指導者相互の連携を図り、障害者スポーツの指導活動を促進し、指導体制の確立を図ることを目的とする。

3 障害者スポーツ指導者協議会は、都道府県・指定都市の障害者スポーツ指導者協議会が登録し、構成員となることができ

る。

4 障害者スポーツ指導者協議会の運営の詳細規定は別に定める。

No	団体名	No	団体名
1	北海道障害者スポーツ指導者協議会	26	愛知県障害者スポーツ指導者協議会
	東北ブロック	27	名古屋市障害者スポーツ指導者協議会
2	青森県障害者スポーツ指導員会	28	三重県障害者スポーツ指導者協議会
3	岩手県障害者スポーツ指導者協議会		近畿ブロック
4	宮城県障害者スポーツ指導者協議会	29	滋賀県障害者スポーツ指導者協議会
5	仙台市障害者スポーツ指導者協議会	30	京都府障害者スポーツ指導者協議会
6	秋田県障害者スポーツ指導者協議会	31	大阪府障害者スポーツ指導者協議会
7	山形県障害者スポーツ指導者協議会	32	ひょうご障害者スポーツ指導者協議会
8	福島県障害者スポーツ指導者協議会	33	奈良県障害者スポーツ指導者協議会
	関東ブロック	34	和歌山県障害者スポーツ指導者協議会
9	茨城県障害者スポーツ指導者協議会		中・四国ブロック
10	栃木県障害者スポーツ指導員協議会	35	島根県障害者スポーツ指導員連絡協議会
11	群馬県障害者スポーツ指導者協議会	36	鳥取県障がい者スポーツ指導者協議会
12	埼玉県障害者スポーツ指導者協議会	37	岡山県障害者スポーツ指導者連絡協議会
13	千葉県障害者スポーツ指導者協議会	38	広島県障害者スポーツ指導者協議会
14	東京都障害者スポーツ指導員協議会	39	山口県障害者スポーツ指導者協議会
15	神奈川県障害者スポーツ指導者協議会	40	徳島県障害者スポーツ指導者連絡協議会
16	横浜市障害者スポーツ指導者協議会	41	香川県障害者スポーツ指導者協議会
17	川崎市障害者スポーツ指導者協議会	42	愛媛県障害者スポーツ指導者協議会
18	山梨県障害者スポーツ指導員連絡協議会	43	高知県障害者スポーツ指導者協議会
	北信越ブロック		九州ブロック
19	新潟県障害者スポーツ指導者協議会	44	日本障害者スポーツ指導者協議会福岡支部
20	高山県障害者スポーツ指導者協議会	45	佐賀県障害者スポーツ指導者協議会
21	石川県障害者スポーツ指導者協議会	46	長崎県障害者スポーツ指導者協議会
22	福井県障害者スポーツ指導者協議会	47	熊本県障害者スポーツ指導者協議会
23	長野県障害者スポーツ指導者協議会	48	大分県障害者スポーツ指導者協議会
	中部・東海ブロック	49	宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会
24	岐阜県障害者スポーツ指導者協議会	50	鹿児島県障害者スポーツ指導者協議会
25	静岡県障害者スポーツ指導者協議会	51	沖縄県障害者スポーツ指導者連絡協議会

障害者スポーツセンターについて

障害のある人のスポーツ・レクリエーションの活動拠点であり、選手の育成・強化を自主的に行う非営利組織。

No	団体名
1	ふれあいランド岩手
2	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
3	群馬県立ゆうあいピック記念温水プール
4	埼玉県障害者交流センター
5	東京都障害者総合スポーツセンター
6	東京都多摩障害者スポーツセンター
7	新潟県障害者交流センター
8	長野県障害者福祉センター
9	滋賀県立障害者福祉センター
10	広島県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センター
11	高知県立障害者スポーツセンター
12	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール
13	名古屋市障害者スポーツセンター
14	京都市障害者スポーツセンター
15	大阪市長居障害者スポーツセンター
16	大阪市舞洲障害者スポーツセンター
17	西宮市総合福祉センター
18	大阪府立障害者交流促進センター
19	神戸市立市民福祉スポーツセンター
20	広島市中心身障害者福祉センター
21	福岡市立障がい者スポーツセンター
22	鹿児島県障害者自立交流センター
23	かがわ総合リハビリテーション福祉センター
24	堺市立健康福祉プラザスポーツセンター
25	北九州市障害者スポーツセンター アレアス

「第13回全国障害者芸術・文化祭やまなし大会」の概要(案)

1 目 的

障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、全ての障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 主 催

厚生労働省、山梨県、甲府市、(社福)山梨県障害者福祉協会

3 開催期間

平成25年12月6日(金)～8日(日)

4 大会内容(案)

(1) 芸術・文化祭

① 芸術舞台

- ・音楽(合唱、演奏会、コンサート等)
- ・演劇発表(舞踏や伝統芸能を含む)

② 美術・文芸

- ・美術作品(絵画、彫刻、工芸、書道、写真等)
- ・文芸作品(短歌、俳句、川柳等)

(2) ふれあい交流

- ・福祉機器・授産製品の展示
- ・盲導犬の体験歩行等
- ・手話や点字を学ぶ
- ・障害者スポーツの紹介
- ・バリアフリー映画等

5 会 場

アイメッセ山梨(甲府市大津町2192番地8)

国際障害者交流センターの概要

1. 名称及び愛称
「国際障害者交流センター」(愛称:ビッグ・アイ)
2. 所在地
大阪府堺市南区茶山台1-8-1
3. 施設規模
地上3階地上1階建(敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)
4. 主な施設内容
多目的ホール
[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席約300席)]
宿泊室 [35室(洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)]
大・中・小研修室
バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)
レストラン(50席)
駐車場
5. 障害者のための特別な機能
大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳補助設備を設けた多目的ホール
館内自動音声案内設備
広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室
文字表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備
光点滅式避難誘導設備 等
6. 主な事業
障害者芸術・文化活動支援事業
国際交流事業
災害支援ボランティアリーダー養成研修事業
障害関係福祉情報等提供事業
7. 施設の利用予約及び料金等の問合せ先
TEL : 072-290-0900
FAX : 072-290-0920
URL : <http://big-i.jp>

国の直轄施設として「国連・障害者の十年記念施設整備費」により、平成13年9月18日に開設。

ご宿泊・研修・イベント・パーティーは…



ビッグアイ

国際障害者交流センター

どなたでもご利用いただけるバリアフリーの公営施設です。(駅から傘なしで来れます。)

大2・中2・小2の計6室があり、人数用途によりお選びいただけます。パーティー会場にもどうぞ。

研修室



多目的ホール



約1,500人収容可能なバリアフリー仕様のホール。展示会からコンサートまで、幅広いイベントに対応。

宿泊室



車いすでの移動にも余裕のある広い室内。洋室・和室・和洋室、どの部屋もバリアフリー。安全で快適なご滞在が可能。(一泊6,000円から)



レストラン ぐらん・じゅ

車いすでのご利用はもちろん、点字メニューもあり、健康や栄養バランスを考慮したメニューが充実。

ご利用お申し込み・お問い合わせはFAX・e-mail等でお気軽に！

TEL 072-290-0900 FAX 072-290-0920 e-mail front@big-i.jp

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1(泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅200m) ホームページ <http://www.big-i.jp/>

「ビッグアイ」で検索!!

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	第24回試験		合格者数 累計	都道府県名	第24回試験		合格者数 累計
	受験者数	合格者数			受験者数	合格者数	
北海道	28	6	91	滋賀県	10	0	37
青森県	9	0	26	京都府	13	1	106
岩手県	4	0	20	大阪府	64	7	209
宮城県	3	0	30	兵庫県	50	5	137
秋田県	5	0	14	奈良県	7	2	38
山形県	0	0	13	和歌山県	13	0	30
福島県	15	0	45	鳥取県	3	0	12
茨城県	8	0	32	島根県	3	0	12
栃木県	3	1	23	岡山県	7	2	41
群馬県	11	0	59	広島県	18	5	68
埼玉県	82	12	217	山口県	13	1	26
千葉県	31	6	83	徳島県	5	0	14
東京都	210	25	688	香川県	5	0	19
神奈川県	74	10	320	愛媛県	19	0	37
新潟県	18	2	28	高知県	2	0	19
富山県	5	1	15	福岡県	33	1	102
石川県	16	1	33	佐賀県	5	0	6
福井県	1	0	12	長崎県	8	1	28
山梨県	6	0	24	熊本県	12	0	30
長野県	9	2	43	大分県	8	0	25
岐阜県	7	1	25	宮崎県	7	2	22
静岡県	23	1	64	鹿児島県	25	2	30
愛知県	29	5	104	沖縄県	3	1	11
三重県	18	2	46	合計	948	105	3,114

・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。

・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別受験者数・合格者数

(単位：人)

政令指定 都市名	第24回試験		合格者数 累計	政令指定 都市名	第24回試験		合格者数 累計
	受験者数	合格者数			受験者数	合格者数	
札幌市	12	4	43	名古屋市	10	2	36
仙台市	2	0	19	京都市	9	1	59
さいたま市	12	3	45	大阪市	9	1	41
千葉市	5	1	7	堺市	7	2	28
横浜市	39	4	126	神戸市	14	2	55
川崎市	5	1	51	岡山市	2	0	22
相模原市	0	0	17	広島市	10	4	37
新潟市	4	1	14	北九州市	4	0	24
静岡市	2	0	19	福岡市	3	0	31
浜松市	1	0	10	熊本市	4	0	12
合計	154	26	696				

身体障害者補助犬法の概要（平成14年5月29日 法律第49号）

第一章 総則

- 【目的】 良質な身体障害者補助犬の育成、身体障害者補助犬使用者の施設利用の円滑化
→身体障害者の自立及び社会参加
- 【定義】 補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の定義

第二章 身体障害者補助犬の訓練

- 【訓練事業者の義務】 良質な身体障害者補助犬の育成義務、医療機関等との連携義務、再訓練の実施義務

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

- 【補助犬使用者の義務】 使用者は身体障害者補助犬の行動を適切に管理

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

- 【補助犬同伴拒否の禁止】 国等、公共交通事業者等、不特定かつ多数の者が利用する施設における同伴拒否の禁止
- 【被雇用者の補助犬同伴拒否の禁止】 従業員56人以上の民間企業における同伴拒否の禁止 ※2
- 【やむを得ない場合の同伴拒否】 施設等に著しい損害を与える場合等、やむを得ず同伴拒否を認める規定
- 【表示】 補助犬である旨の表示義務

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

※盲導犬については、当分の間、第五章の規定は適用されない(附則第2条)。

- 【法人の指定】 厚生労働大臣による「認定の業務を行う」法人の指定
- 【法人の業務】 身体障害者補助犬とするため育成された犬の認定

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

- 【身体障害者補助犬の衛生確保】 補助犬使用者の予防接種、健診等の受診義務

第七章 雑則

- 【苦情窓口設置】 都道府県、指定都市、中核市における苦情窓口の設置 ※1

第八章 罰則

- 【罰則規定】 指定法人に対し、厚生労働大臣への虚偽報告等に対する罰則

○施行日 平成14年10月1日
○一部改正 平成19年12月5日
施行日：平成20年4月1日(※1)
施行日：平成20年10月1日(※2)



わたしたちは パートナー

しょうがいしゃ けん いっしょ
障害者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒。
うけいれに、ごりかいをおねがいいたします。



ほじょ犬 (身体障害者補助犬) とは、身体障害者の生活を手助けする「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。「身体障害者補助犬法」に基づいて認定されています。

盲導犬
自分の見えない入、見えにくい人が街なかを安全に歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。ハーネス (綱輪) をつけています。

介助犬
手や足に障害がある人の日常生活動作をサポートします。落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。

聴導犬
音が聞こえない入、聞こえにくい入に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイムの音、ファックス着信音などを聞き分けます。

公共施設をはじめ、飲食店、病院、宿泊施設など、いろいろな場所でほじょ犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務づけられています。
犬だからという理由だけで拒否せずに、わたしと共に受け入れてください。



くわしくはホームページ



もっと知って「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」

「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」は、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

ほじょ犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。ほじょ犬のことをもっと知って、ほじょ犬ユーザーとほじょ犬を社会の仲間として受け入れてください。



ほじょ犬の種類



盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。

聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。「聴導犬」と書かれた表示をつけています。



介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。「介助犬」と書かれた表示をつけています。

ほじょ犬ユーザーとほじょ犬はどこでも一緒

ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

●ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があるのは以下の場所です。

- ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
- ・公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
- ・不特定かつ多数の人が利用する民間施設
商業施設、飲食店、病院、ホテルなど
- ・事務所(職場)
国や地方公共団体などの事務所
従業員56人以上の民間企業



●ほじょ犬の同伴を受け入れる努力をする必要があるのは以下の場所です。

- ・事務所(職場)
従業員56人未満の民間企業
- ・民間住宅



ほじょ犬はきちんとしつけられ、健康です

ほじょ犬のユーザーは、責任をもってほじょ犬の行動を管理し、ほじょ犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

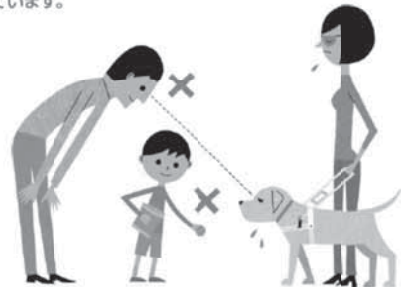
- ほじょ犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。
- ほじょ犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。
 - ・レストランなど、飲食店では……
食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
 - ・ホテルや旅館など、宿泊施設では……
上がり口や部屋の隅で待機します。
 - ・電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では……
シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどでほじょ犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



仕事中のほじょ犬への接し方

ほじょ犬ユーザーがハーネスや表示をつけたほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬は「仕事」中です。

- 仕事中のほじょ犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして気を引く行為をしないようにしましょう。
- ほじょ犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。
ユーザーは与える食事の量や水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康の管理をしています。



お問い合わせ先

- ほじょ犬の同伴や使用に関する苦情相談・お問い合わせ先
各都道府県・指定都市・中核市の障害福祉担当課
- 身体障害者補助犬法等の関係法令や通知・ほじょ犬ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>
厚生労働省ホームページ「行政分野ごとの情報」内「障害者福祉」
→「分野別施策情報」内「身体障害者補助犬」

ほじょ犬

ほじょ犬の受け入れ施設の方へ



- ほじょ犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- ほじょ犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、ほじょ犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- ほじょ犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことをほじょ犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- ほじょ犬を同伴していても、ほじょ犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。ほじょ犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

ほじょ犬

身体障害者補助犬法の概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です(法第1条)。
 - 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です(法第2条)。
 - 身体障害者補助犬法は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません(法第12条)。
 - 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません(法第7条、第8条、第9条、第10条)。
 - ・国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
 - ・飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設
 - ・従業員56人以上の民間事業所(職場)
- ※()内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



Service Dogs Welcome!

ほうりつ もうどうけん かいじょけん
法律により盲導犬・介助犬・

ちょうどうけん どうはん
聴導犬は同伴できます



身体障害者
補助犬

民間事業所の受け入れ 義務化要件が拡大！



身体障害者補助犬法では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく法定雇用率によって算出した、一定規模以上の常用雇用労働者がいる事業所は、その事業所に勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととされています。

今回、法定雇用率の見直しが行われたことに伴い、平成25年4月1日から、受け入れ義務化の要件である「一定規模以上」の基準が下記のように改正されます。

一定規模 (56人※)
以上の常用雇用労働者
がいる事業所



一定規模 (50人※)
以上の常用雇用労働者
がいる事業所

※ 民間事業所の法定雇用率を、1. 8%から2. 0%に改定

身体障害者補助犬とは

盲導犬



目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。

聴導犬



音が聞きこえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。“聴導犬”と書かれた表示をつけています。

介助犬



手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行ないません。“介助犬”と書かれた表示をつけています。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。補助犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。



厚生労働省 くわしくはホームページ

Ministry of Health Labour and Welfare

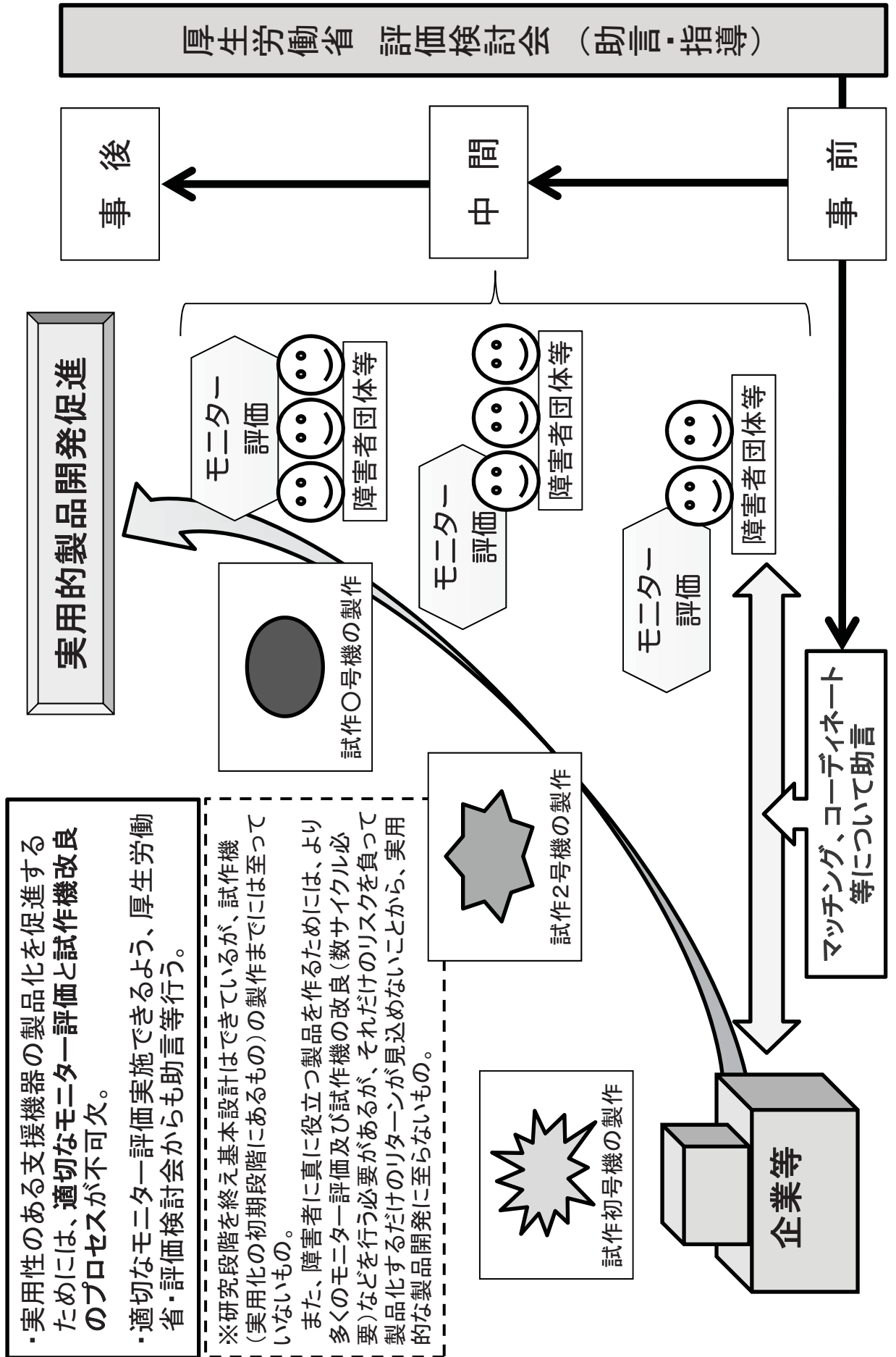
ほじょ犬

検索

難病患者等に対する補装具の取扱いについて

補装具の種目	申請時	判定時	配慮等すべき事項
義肢			義肢については、ほぼ身体障害者手帳の対象となり得る。
装具			既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
座位保持装置			—
盲人安全つえ			—
義眼			—
眼鏡			—
補聴器			—
車椅子			既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
電動車椅子			—
座位保持椅子			—
起立保持具			—
歩行器			既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
頭部保持具			—
排便補助具			—
歩行補助つえ			—
重度障害者用 意思伝達装置	補装具費支給申請書 及び 医師の診断書 又は 特定疾患医療 受給者証の写し の提出	<p>○判定の際は、「<u>症状がより重度の状態</u>」を<u>基に補装具の要否を判定</u>するよう^に配慮する。また、その際には補装具としての有効性を<u>確</u>に判断の上、不要な部品を取り付けられないように留意する。</p> <p>○身体障害者・児と同様に補装具の要否を判定することとなるが、難病患者等の状況に^応じ、保健師と連携の上、要否を判定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。 ・進行性疾患については、急速な進行により明らか^にに支給要件を満たす場合は、早期支給を行うよう^に配慮する。 ・難病患者等の対象者は、言語機能障害及び神経・筋疾患である者とする。

障害者自立支援機器等開発促進事業



・実用性のある支援機器の製品化を促進するためには、適切なモニター評価と試作機改良のプロセスが不可欠。

・適切なモニター評価実施できるよう、厚生労働省・評価検討会からも助言等行う。

※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機(実用化の初期段階にあるもの)の製作までには至っていないもの。

また、障害者に真に役立つ製品を作るためには、多くのモニター評価及び試作機の改良(数サイクル必要)などを行う必要があるが、それだけのリスクを負って製品化するだけのリターンが見込めないことから、実用的な製品開発に至らないもの。